11月10日特別セミナー開催

いい会社の法則実行委員会からの緊急提言

中小企業の経営力一中小企業金融円滑化法期限による生き残りを考える あなたの経営力で継続できますか-

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律-

中小企業金融円滑化法の期限(2013年3月 終了予定)から考えます

私たち「いい会社」の法則実行委員会有志一同は、専門家委員を中心に、この中小企業金融円滑 化法の期限が2013年3月

末を迎えるにあたり、それら中小企業経営の継続および従業員・協力会社に対する責務(社員とその家族の幸せ)を、引き続き、維持・発展できるよう、支援することを決めました。

(金融円滑化法の終了に伴い見込まれる影響)

中小企業金融円滑化法利用会社は80万社から100万社とも言われています。

不良債権とみなされた中小企業においては金融機関からの融資が難しくなる為、資金繰りに切迫 している中小企業の

倒産の危機が既に半年以内に迫っているのが現状です。

時間的な猶予は余りありません。

金融円滑化法の期限は2013年3月 末に終了します。

しかし、やるだけのことをやってみることを決意された方々への支援方法の提示や具体的な相談 内容の受付は実質行われておらず、民間レベルでも、それら対応には苦慮していることから、私 たちに出来る以上の能力・気力を投じて、それら難局に立ち向かう中小企業経営者の皆様の支援 に繋げていきたいと思います。

金融円滑化法特設サイトはこちら

http://e-kaisya.co.jp/kinyu-enkatsuka/

当日は下記を中心にお話させて頂く予定になります。

- ■中小企業金融円滑化法により懸念される問題点の指摘・考え方
- ■やるべきこと(具体的な方策)中小企業金融円滑化法に対して、今、やるべき事は何か?
- ■どうやるか?(具体的な実行とその支援)

日時:11月10日

場所:日本橋公会堂会議室(定員50名)

開催時間:18:15~20:15

■費用

- ・「いい会社」研究会会員 無料
- ・企業経営者(個人・専門家除く) 1000円
- ・当日申込者・一般参加者(個人・専門家を含む)3000円
- ※名刺2枚をご持参ください。
- ※事前振込になります。

お申し込み頂きました方にはメールにて振込先を通知致します。

http://e-kaisya.co.jp/kinyu-enkatsuka/

【【お問い合わせ先】

〒102-0082

東京都千代田区一番町4

いい会社の法則実行委員会 事務局山本

Email: yamamoto@e-kaisya.co.jp

TEL: 03-3261-5607 FAX: 03-3261-5608

Generated by ぷれりりプレスリリース

https://www.prerele.com